平成２６年（フ）第２５０号
福井県鯖江市上鯖江１丁目15番19号
破産者　掃部　哲雄
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
長野県松本市安曇白骨4201番地　白船荘新宅旅館方、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字草越1173番地757
破産者　岡崎　五月
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４９４号
東京都足立区西伊興１丁目５番19―402号、開始決定時の住所静岡市葵区竜南１丁目６番66―305号
破産者　望月　康弘
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６８号
静岡市葵区南1514番地の１、旧住所東京都港区白金６丁目20番10号　トーコーマンション301
破産者　片井　美香
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４６号
広島県安芸郡海田町東２丁目５番39―３号
破産者　戸田　裕子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０号
高知市若草町14番29号
破産者　武吉　千秋
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４００号
北九州市八幡西区里中１丁目６番16―401号
破産者　牧野　弘文
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６４号
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇2743番地
破産者　宮園　正弘
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市高麗町28番17号　トーカンマンション高麗本通り601号
破産者　山口美智男
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
沖縄県糸満市西川町17番14号　302号
破産者　志喜屋真由美
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１６３号
北海道恵庭市柏木町337番地29　柏木21―Ｃ号
破産者　佐藤　静子（旧姓河崎）
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２６号
札幌市白石区東札幌２条１丁目４番６号　ハイツ96―201号
破産者　柴崎夕加理（旧姓山藤）
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１０号
札幌市中央区南６条西17丁目２番22―602号
破産者　前田　義子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
岩手県遠野市土淵町土淵７地割５番地、住民票上の住所岩手県遠野市土淵町土淵７地割12番地
破産者　小沼　秀昭
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
山形県長井市ままの上４番26―２号
破産者　齊藤　輝利
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１１６号
埼玉県川越市大塚２丁目28番地11
破産者　西川　朋子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１９号
茨城県結城市大字結城984番地11
破産者　佐藤　直行
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５０号
東京都足立区西綾瀬３丁目38番３―402号
破産者　谷島　　宏
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部